

平成29年6月27日

株主各位

大阪市中央区備後町二丁目4番9号

東邦金属株式会社

代表取締役社長 三喜田 浩

第67回定時株主総会決議ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。
さて、本日開催の当社第67回定時株主総会において、下記のとおり報告ならびに決議されましたので、ご通知申しあげます。

敬 具

記

- 報告事項** 第67期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件
本件は、上記の内容を報告いたしました。
- 決議事項**
- 第1号議案** 株式併合の件
本件は、原案どおり効力発生日である平成29年10月1日をもって普通株式10株を1株に併合することで承認可決されました。
- 第2号議案** 定款一部変更の件
本件は、原案どおり承認可決されました。
変更の要点は次のとおりであります。
(1) 第1号議案「株式併合の件」の承認可決による株式併合の割合に応じて発行可能株式総数を減少させるため、現行定款第6条を変更するとともに、単元株式数を1,000株から100株に変更するため、現行定款第8条を変更いたしました。なお、本提案に係る定款変更の効力は、株式併合の効力発生日である平成29年10月1日に生じることとなります。
(2) 事業の多様化に対応するため、事業目的を追加いたしました。
(3) 文言の整備等所要の変更をおこないました。
- 第3号議案** 取締役1名選任の件
本件は、原案どおり新たに渡部 聡氏が取締役に選任され、就任いたしました。
- 第4号議案** 補欠監査役1名選任の件
本件は、原案どおり木村敏文氏が補欠監査役に選任されました。

以 上

株式併合に伴う当社株式のお取り扱いについて

当社は、本定時株主総会において、平成29年10月1日をもって、普通株式10株を1株に併合すること、および単元株式数を1,000株から100株に変更することについてご承認いただきました。

つきましては、この株式併合に伴う当社株式のお取り扱いについて、以下のとおりご案内申し上げます。

なお、この株式併合に伴う株主様による特段のお手続きの必要はございません。

1. 株式併合後のご所有株式

株主様の株式併合後のご所有株式数は、平成29年9月30日の最終の当社株主名簿に記載または記録された株式数に10分の1を乗じた株式数（1株未満の端数がある場合は、これを切り捨ていたします。）となります。

株主様が証券会社等に開設されている口座に記録されている当社株式の数は、平成29年10月1日付で、株式併合後の株式数に変更されます。

2. 1株未満の端数が生じる場合の処理

株式併合により1株に満たない端数株式が生じた場合、会社法の定めに基づき当社が一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じてお支払いいたします。このお支払金額（端数処分代金）は、平成29年11月下旬から12月上旬頃にお送りすることを予定しております。

3. 株式併合に関するお問い合わせ先

単元株式数の変更および株式併合に関して、ご不明な点がございましたら、お取引のある証券会社または下記の株主名簿管理人にお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

株主名簿管理人 三菱UFJ信託銀行株式会社
連絡先 〒541-8502
大阪市中央区伏見町三丁目6番3号
三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部
TEL 0120-094-777（通話料無料）

【ご参考】

株式併合および単元未満株式数の変更に関するQ&Aを当社ホームページ（IR情報）平成29年5月15日付「単元株式数の変更、株式併合および定款一部変更に関するお知らせ」の6ページから8ページに記載しておりますので、ご参照ください。

掲載アドレス：http://www.tohokinzoku.co.jp/company/company_ir